

2 都市計画の概要

(1) 都市計画の内容

都市計画は、農林漁業との健全な調和を図りつつ、健康で文化的な都市生活及び機能的な都市活動を確保するために、土地の合理的な利用や都市の根幹となる施設、秩序ある街づくりを総合的に計画し実施するものです。

都市計画区域は、一体の都市として整備開発及び保全する必要がある区域として指定し、「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）」を策定し、都市計画区域マスタープランに基づき、区域区分や用途地域などの地域地区、道路や公園、下水道などの都市施設及び土地区画整理事業や市街地再開発事業などの都市計画を定めます。

